

○安芸市ごみ戸別収集実施要綱

平成23年9月1日

改正 平成26年

平成28年4月1日

令和元年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、一般ごみ、金属ごみ、資源ごみ及びビン・有害ごみ（以下「ごみ等」という。）を排出することが困難な世帯に対し、ごみ等の戸別収集を行い、生活環境に支障が生じないように支援することを目的とする。

(対象世帯)

第2条 戸別収集の対象となる世帯は、市内に住所を有し、自力でごみ等を集積場所に排出することが困難で、かつ、親族や近隣住民の協力を得ることが困難な状況にある世帯のうち、介護保険制度の訪問介護サービス又は障害者自立支援制度の居宅介護サービス（以下「ホームヘルプサービス」という。）の利用により市長がごみ出し支援を必要と認めるもの（以下「ごみ戸別収集対象者」という。）で構成される世帯とする。

2 前項のほか、ごみ戸別収集対象者が属する世帯で、その世帯構成員の全員が次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 介護保険制度の要支援若しくは要介護認定を受けている者又は安芸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第7条第1項第1号に規定される介護予防・生活支援サービス事業の対象者。

(2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有している者。

3 その他市長が特に必要であると認める者。

(収集するごみ)

第3条 戸別収集を行うごみ等は、対象者世帯から排出される一般ごみ、金属ごみ、資源ごみ及びビン・有害ごみとし、粗大ごみやその他処理困難物等は除くものとする。

(排出方法及び排出先)

第4条 戸別収集によるごみ等の排出方法及び排出先は、次の各号のとおりとする。

(1) ごみ区分及び排出方法は次の表のとおりとする。

ごみ区分		排出方法
一般ごみ		それぞれ市のごみ収集指定袋に入れる。
金属ごみ		
資源ごみ	紙（新聞・雑誌・ダンボ	ひもで十字がけにする。

	ール・紙パック・雑がみ)	※雨天時や地面が湿っているときは出さない
	及び布（古着）	
	カン	それぞれ袋に入れる。 (市のごみ収集指定袋でないものを使用)
	ペットボトル	
ビン・有 害ごみ	ビン	
	有害ごみ（乾電池・蛍光 灯・ライター）	

(2) 排出先は、門扉前又は玄関前等とする。

(申請)

第5条 戸別収集を受けようとする者は、安芸市ごみ戸別収集利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、申請者の居宅を訪問し、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、戸別収集の可否を決定したときは、安芸市ごみ戸別収集利用決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(収集の辞退)

第7条 利用者は戸別収集の必要がなくなった場合は、速やかに安芸市ごみ戸別収集利用辞退届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(収集の変更)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、安芸市ごみ戸別収集利用変更届（様式第4号）を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 連絡先に変更があったとき。

(収集の中止)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、戸別収集を中止することができる。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 医療機関又は介護施設等へ入所したとき。

(3) その他市長が特に必要であると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。